委員会行政視察報告書

 				
	活	動 委 員	名	
久慈 年和	委員長 笹	渕 峰尚 副委員長	山田 洋	羊子 委員
小笠原 良子	委員	江渡 信貴 委員	工藤「	E廣 委員
小川 洋平	委員			
	経 費	区 分		合計金額
1 研修旅費	2 自動車借上料	3 議長交際費	一人当りの費用	口口工工机
467, 461		7, 372	67, 833	474, 833
期 間 (年月日)	令和5年11月16	5日(木) ~ 令和	5年11月17日(金)	(1泊2日)
	・群馬県桐生市	「空き家対策の取組	[について]	
視察事項	・群馬県群馬東部水	:道企業団		
		「水道事業広域化に	ついて」「官民連携	について」
視察先	視察先群馬県郡水道企業団			
内容及び成果				
別紙報告書のと	:おり			

観光経済常任委員会 先進地行政調查報告書

観光建設常任委員会 委員長 久慈 年和

- 1. 調査年月日 令和 5年11月16日(木)~17日(金)
- 2. 目的地と調査項目
 - •目的地 11月16日(木) 群馬県 桐生市

調査時間 15時00分から16時30分

研修項目 (1) 空き家対策の取組について

•目的地 11月17日(金) 群馬県 太田市

調査時間 9時30分から11時00分

研修項目 (1) 水道事業の広域化について

- (2) 官民連携について
- 3. 日 程 別紙、観光建設常任委員会先進地行政調査研修日程を参照
- 4. 参加者 観光経済常任委員会 委員長 久慈 年和

副委員長 笹渕 峰尚

 委員
 小川洋平
 委員
 工藤正廣

 委員
 江渡信貴
 委員
 山田洋子

委員 小笠原 良子

5. 調査報告書

く群馬県 桐生市>

【市政施行】 大正10年3月1日 全国で84番目、群馬県で3番目、今年で102年目 【人口・世帯】103,976人 49,320世帯(外国人含む)

人口動態正(令和4年)

出生 361人 死亡 1,880人 自然增減 1,519人減 転入 2,915人 転出 3,128人 社内増減 213人減

【面 積】 274.45km 市役所の標高 107.7m 林野率 約73%

【当初予算】 一般会計 457億1千万円

特別会計 (7会計) 297億5千万円 企業会計 (2会計) 87億4千万円

【市 税】 127億3千万円 *市民一人当たり市税 122,391円

【学 校】 小学校16、中学校11(市立9、私立2)、義務教育学校1 特別支援学校3(県立3)、高等学校6(県立3、市立1、私立2)

空き家対策の取組について

く空き家の現状>

◇ 空家数の変化(住宅のみ推計値、基本調査)

【群馬県】平成15年(108,900)、平成25年(150,100)、平成30年(158,300) 【桐生市】平成15年(7,130)、平成25年(9,630)、平成30年(13,170)

全県的に空き家は年々増加傾向にある

◇ 群馬県内各紙の比較

	桐生市	前橋市	高崎市	伊勢崎市	太田市	群馬県
【空き家数】	13,170	26,340	27,910	13,150	14,010	158,300
【住宅総数】	63,120	166,130	150,100	95,420	101,170	949,000
【空き家率】	20.9%	15.9%	15.4%	13.8%	13.8%	16.7%

◇ なぜ空き家が増えるのか

年々、空き家は増加傾向にある ⇒ 原因はなにか

人口減少と少子高齢化 人口が減少しているが、新築住宅着工数は変わらない 当然、人が住まなくなる家が増える

<空家等対策の推進に関する特別措置法>

- ◇ 平成26年11月27日公布
- ◇ 平成27年 5月26日完全施行
 - •空家法第2条

空家等の定義

建設物又はこれに付随する工作物であって、居住その他の使用がなされていないこと が常態であるもの及びその敷地

1

「法でいう空家等とは」

人が出入れしなくなって、1年程度経った建設物と敷地

空家法第2条

管理のひどい空家等を「特定空家等」と定義

- ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
- ② 著しく衛生上有害となる恐れのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- ・桐生市の「特定空家等」

令和4年度(6件)から5年度(8件)に増加

•空家法第4条

市町村の責務

市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずる努めるものとする。

• 空家法第14条

特定空家等に対する措置

特定空家等には指導、勧告、命令、代執行が可能

勧告を受けた特定空家等は、固定資産税の住宅用地特例から除外され、そのまま空き 家があっても土地の固定資産税が元に戻る(額が高くなる)

<桐生市の対応>

- ◇ 平成27年4月1日 空き家対策室を設置
 - これまでバラバラであった空家の対応を統一

建設関係

建築指導課

空き家バンク 観光交流課

草木繁茂

環境課、消防署

空き家対策室

(空き家対策係、空き家利活用係)

空き家の草木 ⇒ 公園緑地課で指導

<桐生市の空き家条例>

- ◇ 平成29年4月 桐生市空き家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例施行
 - ・空家法では行き届かない部分を補完する
 - ① 空家法で定める空家等 長屋と共同住宅はすべての部屋の人がいなくなって1年程度経たないと空家等にはな

長座と共同任宅はすべての部屋の人がいなくなって1年程度経たないと空家等にはならない。

② 空き家条例で定める空き家等

空家法で空家等に該当しない、一部に居住する長屋の空き住宅と共同住宅の空き家や、 1年未満の空き家。

- ◇ 桐生市空き家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例
 - 条例第13条

空き家が周辺に危害を及ぼすような状態のとき必要最小限度の緊急安全措置を市ができるように規定。法で定める空家等

<桐生市の取り組み>

◇ 令和3年度空き家実態調査 現地調査を令和3年8月~12月実施

桐生市内に空き家が、4,471件あることが判明

(前回の平成28年度調査では、4,706件)

◇ 桐生市空き家等対策協議会

平成29年7月 「桐生市空き家等対策協議会」設置

委員構成 市長、弁護士、司法書士、行政書士、法務局職員、土地家屋調査士、宅建士、 建築士、介護支援専門員、区長(町内会長)、警察署長、消防長

◇ 桐生市空き家等対策計画

計画年度 平成30年度から令和4年度(第一期) 令和 5年度から令和9年度(第二期)

- ・空き家対策に計画的、総合的に取り組む
 - ① 空き家を抑制
 - ② 空き家を利活用
 - ③ 空き家を除却

<空き家の発生を抑制させるための特例措置>

◇ 空き家の発生を抑制させるための特例措置

特例適用期間 2027年(令和9年)12月31日

く空き家の相続置>

◇ 相続について

相続放棄 相続を知ってから3ヶ月以内に家庭裁判所で手続き 近年、相続人が不存在の空き家が増加

民法上は国庫に帰属 ⇒ 国のもの

- ◇ 相続財産清算制度
 - 相続財産清算人

相続人がいるかどうかわからない。相続人全員が相続放棄をした場合において、相続財産の調査と管理を行う人

- 相続財産清算人の仕事
 - ① 相続財産の調査
 - ② 相続財産の管理や換価
 - ③ 相続財産から必要な支払いを行う

く行政調査の感想>

十和田市は、人口減少と少子高齢化が進んでいるが、新築住宅着工数が増えて住宅数は増加しているが、人口が減ってきている。

桐生市も同様に人口減少と少子高齢化で、新築住宅着工数は変わないが、当然、人が住まなくなる家が増えてきている。

特に、群馬県内では、年々、空き家が増加傾向にあり、桐生市では空き家率が20.9%と、群馬県内でも大変多くなっている。

そのため、桐生市では、平成29年7月に「空き家等対策協議会」を立ち上げ、令和3年度には「空き家等実態調査」を実施し、第一期の「桐生市空き家等対策計画」を設立し、現在、令和5年度から9年度までの第二期空き家等対策計画で、さらに、空き家対策を計画的、総合的に取り組んでいる。

十和田市でも、平成30年に「十和田市の空家等の現地調査」を実施し、「十和田市空家等対策計画」を策定したいるが、今後、人口減少と少子高齢化が増々進んでいくため、空き家対策が重要になると感じた、桐生市を視察しての感想でした。

<群馬県 太田市>

水道事業の広域化について

- ① 取り組みに至った経緯
- ② 取り組みの概要
- ③ 取り組みの成果
- ④ 課題と今後の展望

<広域化を進めた理由>

◇ 構成団体の課題

人□減少 ⇒ 給水量減少 ⇒ 給水収益減少 ⇒ 施設能力余力 水道施設老朽化 ⇒ 更新費用増加 ⇒ 財政状況悪化 ⇒ 料金値上げ 【解決策】

事業統合(広域化) ⇒ 施設統廃合 ⇒ 経営効率化 ⇒ 国庫補助活用

◇ 企業団の概要

	給水人口	事業収益	水道料金
太田市	21万8千人	80億円	2,214円
館林市	7万6千人	18億円	2,750円
みどり市	4万9千人	11億円	2,784円
板倉町	1万5千人	3.5億円	2,862円
明和町	1万1千人	2.3億円	2,800円
千代田町	1万1千人	2.7億円	2,870円
大泉町	4万0千人	7.2億円	1,927円
邑楽町	2万5千人	5.3億円	2,800円

計 44万5千人 100億円

給水人口 約44万5千人 事業収益約100億円の群馬県内最大規模の末端給水事業

◇ 研究会設置に至る背景(1)

「両毛地域水道事業管理者協議会」の存在

【群馬県】太田市、桐生市、館林市、みどり市

【栃木県】足利市、佐野市

主な活動内容等

- 災害応援協定締結
- 災害用接続管路17箇所
- ・年6回に及ぶ各種会議
- ・事業レベルでの研修会
- •30年の歴史を持つ (S58~)
- ◇ 研究会設置に至る背景②

広域化(3市5町)の枠組み完成まで

平成22年 群馬県企画課(地域・大学連携モデル事業)

東毛地域における水道事業広域化運用

群馬県(4市)+群馬県(邑楽5町)+用水供給事業+栃木県(2市)

Ţ

平成23年 経済産業省(水ビジネス支援事業)

地域経済活性化のための公営水道における官民連携の推進支援

群馬県(4市)と群馬県(邑楽5町)

から

群馬県(4市)+群馬県(邑楽5町)

地域の需要者の無利益を優先した3市5町の枠組みが完成)

◇ 企業団設立の経緯(1)

研究会による基本構想・基本計画策定

- ●平成24年5月31日 「8構成団体首長会議」
 - 各市町長へ広域化研究推進の打診
 - 研究会立ち上げを全主張承認
- ●平成24年7月 2日 「群馬東部水道広域研究会設立」
- ●平成25年7月 「群馬東部水道広域化基本構想」(H27~R32)
 - ・ 各構成団体事業評価と課題抽出
 - ・広域化で目指す将来目標を設定
 - 施設統廃合等を重視した基本方針決定
- ●平成25年9月 「群馬東部水道広域化基本計画」(H27~R6) 将来像「持続可能な水道による安定した水の供給」
 - ・基本構想をベースに各事業計画策定
 - ・事業計画を反映させた財政計画を策定
- ◇ 企業団設立の経緯②

水道事業統合協議会定

- ●平成25年10月21日 「水道事業統合協定調印式」
- ●平成25年11月26日 「水道事業統合協議会設立」

協議会(構成市町長) - 決定機関

幹事会 (担当部課長)

↑

↑

専門部会(担当係長以下)

水道統合準備室

●平成26年 4月 1日 「水道統合準備室を設置」

- ●協議項目の調整・創設認可申請等準備
- ●基本構想・基本計画に基づく具現化作業スタート
- ●「技術・サービス・管理基準」を平準化するための組織ブラン策定
- ◇ 基本構想・基本計画における課題分析
 - ○構成団体の共通の課題と効果

施設老朽化 安全安心な水道水供給の危機

収入減少 安定した事業運営の崩壊

職員減少 ノウハウ・技術運営の喪失

基礎不安定化 リスク対応

〇広域化で改善できるとした事項

施設の有効活用による過度な投資の抑制

各市町が抱える上記のような課題

包括業務委託等の活用による機能集約からコスト削減

各種災害に対するリスクマネジメント強化

○単独施設更新による無駄を軽減するため

国庫補助金など活動推進かる手段の積極的な活用

広域化の

早期実現が必要

◇ 事業計画

○事業費と費用削減効果

再構築事業費 平成27年度~令和6年度 約 54億円

更新需要算定費 平成27年度~令和6年度 約283億円

国庫補助活用 平成27年度~令和6年度 約 97億6千万円

(国庫補助率1/3 経年化施設対象)

費用削減効果 ・施設再構築による統廃合等 10年間で約17億円削減

・ 国庫補助活用による投資額 10年間で約97億円削減

・包括業務委託による人件費等 10年間で約2.5億円削減

10年間で総額139億円の削減

◇ 企業団の概要(広域化後)

○企業団水道事業の実績

	給水人口	給水収益(税抜)	純利益(税抜)	給水原価	職員数
H27	453,889人	8,303,260千円	529,287千円	148.3円	87人
H28	455,078人	8,226,726千円	954,387千円	143.0円	76人
H29	454,665人	8,252,539千円	976,763千円	142.7円	73人
H30	453,453人	8,236,611千円	754,911千円	147.8円	65人
R 1	452,467人	8,162,903千円	597,711千円	151.5円	65人
R 2	450,928人	8,203,604千円	1,400,244千円	133.9円	51人
R 3	447,697人	8,142,223千円	1,314,240千円	136,6円	52人
R 4	446,257人	8,037,068千円	1,026,350千円	143.4円	53人

* 令和3年度実績と企業団設立以前の3市5町が、単独で水道事業経営をしていた平成 27年度実績を比較すると、給水人口は6,192人減少、給水収益も約1億6千万円減少 しているが、広域化・官民連携事業・垂直統合の効果により、純利益は約7億8千万円 増加し、給水原価も改善されている。

官民連携について

- ① 取り組みに至った経緯
- ② 取り組みの概要
- ③ 取り組みの成果
- ④ 課題と今後の展望

<官民連携事業について>

- (1) 官民連携事業の経緯
 - 太田市 平成19年度より「水道事業包括業務委託」を実施 業務範囲 水道事業の管理・運営 平成24年度より業務範囲に施設整備業務を追加

経費削減、受け付け、申請窓口の改善、人材の育成などの効果

平成25年度 「群馬東部水道広域化基本構想・基本計画」

管理体制の方針

- 包括業務委託の導入による効率的な業務の実施
- 老朽管や設備の更新等により工事費の増加に対するDB方式等の発注携帯導入
- ⇒ 平成29年度から官民出資会社「(株) 群馬東部水道サービス」と「事業運営及び 拡張工事等包括事業」を開始
- (2) 官民連携事業のイメージ
 - 事業領域の拡大

3条支出部分の委託だけでなく、施設の設計や建設などを含めて4条支出部分に拡大 (3条業務) 水道施設の維持管理、給水装置・料金徴収・水道事務管理業務 (4条業務) 広域化に伴う施設・管理の整備事業、老朽化施設の更新事業

○ 事業期間の拡大

包括委託の多くは5年契約であるが、交付金対象期間である平成29年度~令和6年度 の8年間に拡大

〇 事業範囲の拡大

これまで太田市、館林市で実施してきた包括委託を3市5町に拡大

- (3) 官民連携事業で実施できる業務とスキーム
 - 構成団体で実施してきた包括業務を軸に、広域化に伴う再構築に係る整備事業について DB方式にて対応し、併せて交付金対象の50%超(事業費ベース)を占める老朽化工事 等については地元工事会社の継続育成などを目的としてDB方式を活用するスキームと する。
- (4) 官民出資会社を設立した理由

理由①

課題 ⇒ 民間に委託した部分の技術が企業団に継承された

対策 ⇒ 実際の業務を行う会社に企業団職員を派遣する

理由②

課題 ⇒ 民間委託の場合、民間責任範囲の拡大による公益性の確保

対策 ⇒ 実際の業務を行う会社に企業団職員を派遣する

(5) 官民出資会社の形態

株式会社 群馬東部水道サービス

出資(51%)↑ ↑ 出資(49%)

群馬東部水道企業団 明電舎グループ

- (株) 明電舎
- ・(株) ジーシーシー自治体サービス
- (株) クボタ

官民出資会社設立のメリット

- ・官民双方からの出資による公正な運営
- ・官民双方技術や知識を活かした、効率的な業務の実施
- ・近年の職員減少による水道技術の衰退の解消
- ・退職派遣の実施による官側への民間技術導入
- 包括事業実施機関終了後も会社が継続
- (6) 官民出資会社の事業方針と事業運営及び拡張工事等包括事業の概要

官民出資会社の事業方針

- 群馬東部水道企業団と連携し、群馬東部地域の水道事業の課題解決や地域経済の 発展に貢献
- ・公共の福祉を増進するための水道として公益性を確保した上で、民間の技術・ノウ ハウを活かして効率的な事業を行う。
- ・行政区域にとらわれず周辺地域の業務委託等を通じて、管理の一元化による更なる 広域事業形態への発展を模索し、スケールメリットの発揮を図る。
- (7) 「事業運営及び拡張工事等包括事業」の業務委託範囲

対象業務

- 3条業務 ① 浄水場及び関連施設管理業務
 - ② 管路施設管理業務
 - ③ 給水装置関連業務
 - ④ 水道料金徴収業務
 - ⑤ 水道事務管理業務
- 4条業務 ① 既存施設・設備の老朽化に伴う更新整備業務
 - ② 既存管路の老朽化に伴う更新委託業務
 - ③ 広域化に伴う再構築に係る施設整備業務
 - ④ 広域化に伴う再構築に係る管路整備業務
 - ⑤ その他事業における関連委託業務

(8) 法価値事業委託中間評価の実施

包括事業の委託期間8年間の内、令和2年度で事業実施期間の半分が経過したことから、前期4年間での包括事業委託の導入効果を診断し、後期4年間での包括事業をより効果的に活用することを目的とした。

中間評価は、前期4年間の事業状況の整理・票を行う、

- ①「事業診断」、後期4年間で改善すべき課題の抽出・目標設定を行う、
- ②「経営改善診断」の2部構成としている。

<企業団の今後について>

(1) 広域化後の課題「料金統一」の目的と実施まで

令和2年8月 水道料金統一に向け、水道料金審議会を設置(計7回の審議会を開催)

令和3年6月 水道料金審議会会長から企業長へ答申書を提出

令和4年2月 水道料金統一のための給水条例の一部改正について議会で議決される

令和5年4月 水道料金を統一、平均で15%の料金改定を実施

- ・水道利用者の負担を低減するため、口座振替割引を適用
- ・ 短期間で急激な負担増にならないように激変緩和措置を適用

(2) 水道ビジョンの策定

広域化の課題であった群馬県企業局との垂直統合と料金統一が解決されたことや、近年、 頻発化・激甚化する自然災害への対策が必要になる等、企業団を取り巻く環境の変化に対 応していくために、新しい水道ビジョンを策定した。

く行政調査の感想>

十和田市の「水道事業の広域化」については、いますぐ広域化という議論はないが、将来、広域化の必要性が議論された場合の参考になる視察だったと感じた。

太田市の場合、もともと広域化の機運があり、各自治体が施設統合で広域化することにより、効率 化や財政上も有効になるという事情があり、効率的(人員削減)な運用になっており、国庫補助を活 用して、運営がうまくいっている「水道事業の広域化」だった。

また、官民連携については、群馬東部水道企業団の出資金が51%と現在、主導権が企業団にあり、 民間も経験を活かした事業を進めていた。

官民連携も将来を展望すれば、必要な事業になると思うが、「水道事業の広域化」と共に、現在は、十和田市も、私たち議会も官民連携事業は、現在、「水道水の安全性」と「水道料金の維持」などの課題があり、現在、私は必要としない、そして考えはないが、将来に向けて参考になる視察だったと思う。

群馬県桐生市 「空き家対策の取組について」視察報告書

観光建設常任委員会 副委員長 笹渕峰尚

人口減少や家族構成の変化などから、誰も住んでおらず、また適正な管理もされていない空き家が全国的に増加している。管理されていない空き家によって、火災や倒壊、屋根や外壁の飛散などの危険性の増大、不審者の侵入などの治安の悪化、害獣や害虫の発生による公衆衛生の悪化、景観の阻害など、様々な問題が発生している。また、空き家の数は年々増えており、この傾向はしばらく続くことが予想さる。このような問題に対して、平成27年5月26日、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行された。そのため桐生市では令和3年度に実態調査を行い4471件の空き家を確認、県内他市と比べ空き家率が高い事が判明した。主な取組としては空き家の抑制、利活用、除去であり空き家対策協議会を設置し計画的に取組んでいる。また国の補助金や助成金の活用や特別控除といった様々な策により空き家対策を行なっていた。

当市においても「十和田市空家等対策計画」を策定しているが空き家は増える傾向にある。桐生市のように市民と情報を共有し、より踏み込んだ対策が必要だと感じる事ができた視察となった。

群馬東部水道企業団「水道事業広域化」「官民連携」について 視察報告書

観光建設常任委員会 副委員長 笹渕峰尚

人口減少などに伴う料金収入の減少や老朽化した施設の更新など、水道事業 を取り巻くさまざまな課題を解決するため、国では水資源を有効利用して 施設を合理的に利用する水道事業の広域化を推進している。これを受け、群 馬県東部の3市5町(太田市・館林市・みどり市・板倉町・明和町・千代田 町・大泉町・邑楽町)は、平成24年7月に群馬東部水道広域研究会を立ち上 げ、平成25年7月には「群馬東部水道広域化基本構想」を策定した。最終的 な広域化の姿は、経営主体を構成団体による企業団とする事業統合とし、本 年度から3年間で検討・協議を進め、平成28年4月の事業統合を目標と している。事業統合の時期は、広域化の効果を最大限に引き出すために、国 庫補助制度(水道広域化促進事業 水道広域化促進事業 水道広域化促進事 業)を最大限活用するために早期の申請を目指す。現時点で各構成団体の施 設の老朽化は進んでおり早急に整備を開始する必要だが、単独整備を最小限 に留め早期に広域化を前提とした整備を開始することの 2 点を考慮してい る。この構想は太田市長がキーマンとなり組織をまとめることができたから

実現できたことなので「十和田地域広域事務組合」においてこれと同じように行うには組織をまとめる首長の役割が重要となるのではないかと感じた。 将来的に水道事業は広域化と官民連携が必要であることを学ぶ事ができた視察となった。

提出日:令和5年11月30日

空き家対策事業の視察について

会派、氏名柊の会 山田洋子参加者観光建設常任委員会 7名日程令和5年11月16日(火)15:00~16:30場所群馬県桐生市市役所里き家に関する相談や苦情に対応する部署を一本化し、事業のきめ細かいサービスが		
日程	会派、氏名	柊の会 山田洋子
場所 群馬県桐生市市役所 空き家に関する相談や苦情に対応する部署を一本化し、事業のきめ細かいサービスが	参加者	観光建設常任委員会 7名
空き家に関する相談や苦情に対応する部署を一本化し、事業のきめ細かいサービスが	日程	令和5年11月16日(火) 15:00~16:30 ·
空き家に関する相談や苦情に対応する部署を一本化し、事業のきめ細かいサービスが	場所	群馬県桐生市市役所
市民の理解を得て、空き家・空き地の有効利用とされているため。		

内容

空き家に関する相談や苦情に対応する部署を一本化し、平成27年度には都市整備部に「空き家対策室」を設置していた。令和2年度からは「定住促進室」となり、空き家・空き地の定期性管理と移住や定住希望者の支援にも力を入れている。一本化することでの、事業の概要や課題などを説明して頂いた。

1. 「空き家対策室」について

- ・年間に約 600 件の相談があるという対策室は、空き家等に関する対応を統一するために設置された。
- ※公園管理課などが担当していた空き地や、草木繁茂、空き家バンク、建物関係など。
- ・空き家に対する条例を施工し、適正管理及び利活用の促進に取り組む。 これは、空家法では行き届かない部分を補完する条例で、長屋や共同住宅においても空き家と して管理できるようにしていた。

2. 桐生市の取り組みについて

- ・桐生市は、令和3年度に空き家の実態調査を行い、市内に4471件の空き家があった。 群馬県内各市と比べ空き家率が高く20.9%である。
- ※ただし、集合住宅や共同住宅の部屋も1つと数えられているため、戸数よりも多い数となっているところが、他市との調査と異なっている。
- ・主な取り組みは、空き家を抑制、空き家を利活用、空き家を除去であり、「桐生市空き家等対 策協議会」で計画的に取り組んでいた。
- 平成30年度から、国の「空き家対策総合支援事業補助金」を活用し、利活用助成金や 除却助成金を行い、除却後に新らに住宅を建てる場合の支援も行っている。
- 空き家の発生を抑制させるための特例措置として、空き家の譲渡所得を 3000 万円特別控除を行っている。例えば、500 万円で空き家を相続または購入し 250 万かけて除去した場合、250 万×20%=50 万が所得税となるが、この分を控除するという特例措置

3. 感想

空き家は当市でも多く人口減少によりさらに増える見込みであるが、空き家の解消には相続人を探し裁判を行うなど、相続財産の清算には時間も予算も掛かる作業である。桐生市では、空き家をなくすことも行っているが、社会や住宅環境の整備も重要視していた。例をあげると、緊急安全措置というもので、現場の状況を見て所有者が不明であっても対策を講じるものである。昨年は6件、今年は8件行ったが、所有者不明の特定空き家の除去を行った後で、相続人が判明したらその費用を請求出来るようにしていた。

空き家バンクの取り組みにも積極的であり、年間の登録件数 130 件くらいあり、再建築可能かどうかの認定を市職員が現地調査を行い、空き家を活用できる物件を動画投稿サイトなどで紹介し、利活用に取り組んでいた。

空き家の管理の方法についても指導を行い、空き家を相続した場合の取り扱いについては、管理方法や除去等の細かい説明や、今後行う作業内容などを丁寧に指導しているのが、印象に残った。また、移住者向けの住宅相談会や実際に空き家物件を巡るツアーなどを開催し、これから新築住宅を建設するだけでなく中古物件の販売にも積極的に取り組んでいた。

当市では新築住宅の建設も多いが、古い住宅を空き家のまま放置していたり、相続をいたが空き家バンクなどの登録できない条件の良い物件であっても、貸家等に出さずそのまま放置していることも多い。

当市では民間不動産業では扱えない物件を中心に空き家バンクに登録しているが、空き家バンクでの売買が活発な状況を活用し、件数を増やす取り組みと民間事業者と希望者を仲介するような仕組みが丁寧に行われる体制があることで、空き家の利活用につながる部分があるのではないかと感じた。

特定空き家になる前に、適正に管理されることが望ましいが、解体費用が多額になるため、また 税金が増加することを忌避される傾向にある。相続をするとどういう仕組みになっているのか、 という説明を丁寧に行っている桐生市の取り組みは、当市でも行えるのではないかと感じた。

提出日:令和5年11月30日

水道事業の広域化について

会派、氏名	柊の会 山田洋子
参加者	観光建設常任委員会 7名
日程	令和5年11月17日(火)9:30~11:00 ·
場所	群馬県群馬東部水道企業団太田本所
目的	東部の3市5町の水道事業を水平統合し、事業を行っている。人口減少などで1自治体では採算が合わず赤字になる事業に対し、広域化ということで対応しているため、
	その取り組みと課題などを視察する

内容

1. 現在の水道事業は、節水機器の普及や人口の減少に伴い料金収入が減少している。一方で、浄水場や老朽管の更新に多額の費用を必要とするなど、困難な課題が多い事業である。

最初は、太田市の水道局職員が今後の事業推移が厳しい状況であったため、国の補助金事業があることを調べ、市長に進言したのがきっかけになったという事であった。もともと群馬県と栃木県にまたがる6市で「両毛地域水道事業管理者協議会」という広域での災害時対応の協定などを結んでいる経緯があったため、この中で提案され、それに賛同した群馬県の4市(企業団設立時には3市に)5町を中心に広域化に向けて、官民連携事業として取り組みが始まった。

沿革・あゆみ		
平成 21 年(2009 年)	10 月	両毛地域水道事業管理者協議会において、広域化の議論開始
平成 24 年(2012 年)	5月	首長会議において、水道事業統合の合意
	7月	群馬東部水道広域研究会設立
平成 25 年(2013 年)	7月	群馬東部水道広域化基本構想策定
	9月	群馬東部水道広域化基本計画策定
	10月	群馬東部水道事業の統合に関する基本協定締結
	11月	群馬東部広域水道事業統合協議会設立
平成 26 年(2014年)	4月	水道統合準備室設置
平成 27 年(2015 年)	6月	群馬東部水道企業団の設置について、構成市町議会で議決
	10月	企業団設立申請について、群馬県知事より許可
		群馬東部水道企業団設立
平成 28 年(2016 年)	3月	厚生労働省より、創設事業認可
	4月	群馬東部水道企業団事業運営開始
	11月	公益社団法人日本水道協会主催
		「水道イノベーション賞特別賞」受賞
	12月	官民出資会社、(株)群馬東部水道サービス設立
平成 30 年(2018年)	12月	群馬県企業局と事業統合(垂直統合)に関する覚書締結

令和元年(2019年)	7月	群馬県と事業統合(垂直統合)に向けた基本協定締結
令和 2 年(2020 年)	4月	群馬県と事業統合(垂直統合)により、2 浄水場の運営開始
	8月	水道料金の統一化に向け、水道料金審議会設立

2. 広域化に向けた課題について

・構成団体間で管理水準やサービス水準に格差があり、安定給水や持続的な運営に課題がある。格差が顕著である課題として、以下の3つがあった。

- 🍹

- ① 危機管理体制 ①危機管理体制 ②技術水準の確保 ③サービス水準の差
- ・将来の管理体制の検討に当たっての課題

将来の管理体制の検討に際して、以下の課題の解決策を検討しなければならない。

- ・ 事業統合に伴って、地域内のサービス格差をなくし、サービスの水準を均一にすると ともに高める必要がある。
- 事業統合後は、水道広域化促進事業が開始し、当面の間は現状よりも工事量は増大するため、それらに対処する必要がある。
- ・ 事業の効率的な実施を目的として組織体制を検討するとともに、職員が直営で実施する業務(コア業務)と委託によって対応する業務(準コア業務)の位置づけを整理する。

3. 広域化の基本方針について

事業統合に伴う施設整備(施設の再構築)は、①水源の有効活用、②安定供給体制の向上、③維持管理費・更新費用の低減、④災害対策の推進の 4 つの視点で行う。

①水源の有効活用

- ・ 水源に余力があり、原水及び浄水の水質が良い水源・浄水場を有効活用する。
- ・標高が高い位置の水源、施設能力をもって標高の低い地域へ供給する。電気料金などの維持 管理費の低減に努める。
- ②安定供給体制の向上
- ・ 水源・浄水場の相互融通体制を構築し、原水や浄水の供給経路を複数化する
- ③維持管理費、 更新費用の低減
- ・施設の統廃合を行い、地域全体として二重投資となるような更新事業を削減する。また、施 設数の減少により、維持管理費を削減する。
- 広域化の国庫補助制度を活用した施設整備を実施する。

④災害対策の推進

・ 事業統合による確保財源により、施設及び管路の災害対策を推進する。また、ソフト面の危機管理体制の強化や、水道施設が広域的に分散配置されるメリットを生かした災害対策を進める。

4. 管理体制の方針

事業統合に伴って、資金や人材、水資源等の経営資源の共有化を図ることにより、事業運営の 効率を高めるとともに、技術的な要素の組織化・体系化によってサービス水準や品質の向上を 目指すことを方針とする。

5. 経営方針

- (1)施設の再構築に係る事業費 ・広域化に伴う水道施設の再構築に係る施設整備の事業費 は合計約 105 億円
- * 平成 27 年度から平成 36 年度まで :約 65 億円
- * 平成 37 年度以降 :約 40 億円

(2) 更新需要の算定

実績を踏まえて最大限延命化する条件で試算し、かつ財政状況を悪化させないように、更新需要を算定した。

* 平成 27 年度から平成 36 年度まで : 241 億円 (24.1 億円/年)

(3) 国庫補助の活用

厚生労働省では 厚生労働省では、水道事業の広域化を推進するため、平成 22 年度より水道 広域化に対する 国庫補助制度を 国庫補助制度を創設しており、本制度を最大限活用し、利用 者の負担軽減につなげる。

- * 国庫補助金の上限 : 79 億円
- (4)広域化による経費の削減効果
- ①建設事業費の削減
- ・水道施設の再構築 事業費を約 20 億円削減
- ・国庫補助制度の活用 水道事業者の負担を約 79 億円削減
- ②人件費及び維持管理費の削減
 - ・包括業務委託による運営 人件費及び維持管理費を年間 2 億円程度削減
- ③財政シミュレーション シミュレーション シミュレーションによる試算
 - ・統合時では各団体の料金水準等を維持可能(サービス水準や品質は向上)

6. 感想

水道事業は施設更新や配水管更新などで多額の費用を伴うが、疎かにできない重要な事業であり、民営化での運営には将来的な不安もあるところであるが、官民連携事業として始めた、この企業団の運営は勉強なった。

まずは広域化することが目標であり、広域化に関しては市民への広報活動も活発に行っていた。料金やそれぞれの水道事業の内容に差異があり、それを統一した基準を策定するのが大変だったという。料金を統一することをはじめから出来なかったのではなく、しなかったという。これは料金にこだわると広域化が進まなかったからだが、この広域化には太田市の市長が各市町長との調整役を行い円滑に進んだ経緯があった。担当者部会では衝突も多かったというが、

太田市の市長の役割は大きいと感じた。

広域化には平成 21 年から約 7 年かかったというが、国の推進補助金事業になるよう、市担当者は国に対し積極に働きかけを行い、広域化に向けた費用を削減できたところも、この広域化の成功になったと感じた。

まだ始まったばかりの事業であるが、平成27年度実績と比較すると、給水人口6192人減少、給水収益1億6千万円減少、純利益7億8千万円の増加となり、給水原価の改善になった。この企業団がある地域は山間部から都市までの広域であり、当市とみても大きな参考になった。十和田市では定住自立圏があり、また十和田広域事務組合があるため、水道事業を始めとした広域化について、新たな可能性を感じた視察となった。

観光建設常任委員会先進地行政報告書

観光建設常任委員会 小笠原 良子

- 1, 視察日令和5年11月16日(木)~17日(金)
- 2,目的地 ①群馬県桐生市 ②群馬県太田市

3,

- (1) 水道事業の広域化について
- (2) 空き家対策の取り組みについて

4,

●水道事業の広域化について

(咸想)

よく言われるのが、高すぎる水道料金、もう少し低くならないかの声が届いたりします。下げることが市民の願いであれば、今回視察した自治体は料金をおさえることができたのだろうか。

民営化・広域化というのが果たした意義は、今後の水道「危機の」解決策になるのか。

水道事業の民営化をするために、国は水道法「改正」を提出するようだが。

国は、水道事業の将来について、深刻な技術者不足、更新時期を迎えた施設の 工事や耐震化をなど、人口減少による水需要低下による収入減少という課題に 直面し「危機的状況」だとしています。

暮らしに民営化議論には対案が必要だとおもいます。大事なことは「公営か民営か」ではなく、水道の安全・安定を将来にわたって市民に供給できる体制への「本気度」が問われているということなのかもしれません。民営化が唯一の選択肢として説明されても公営企業が何のために存在してきたのかが問われます。公営企業は効率的に経営していくのも難しいですが、経営困難にならないように、しなければならないのではないでしょうか。

水道は市民の財産だとおもいます。自分たちの水道の将来をどうするのかを考える大きなきっかけになって行くことが今後の課題になりそうです。

●空き家対策について

総務省の住宅・土地統計調査によれば、全国の空き家は八百四十六万戸、住宅ストック全体の13・6%まで延びているという状況、未管理状態の空き家をこれ以上増やさないようにしなければなりません。放置状態になる前に管理・活用をすすめることが求められています。所有者任せや民間任せの態度ばかりでなく、国として明確な空き家対策がしめされて行くのも大事かとおもいます。

群馬東部水道企業団の広域化について 江渡信貴

群馬県東部に位置する太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町の3市5町は、上水道事業の広域化を推進するため、2012年7月に群馬東部水道広域研究会を設置し、群馬県東部地域の水道広域化についての検討を進めてきたそうです。

2050年までにこの地域の人口は22.6%の減少。給水量は26%減少。将来的な維持管理コスト等を鑑みれば近隣市町村で施設統廃合を行い必要があることから施設の再構築や更新計画の策定、延命化(長寿命化)のための修繕及び維持管理の取組みが重要であるとの意見集約にたどり着きこの計画が持ち上がった。

広域化にあたり水源の有効活用、安定供給体制の向上、維持 管理費・更新費用の低減、災害対策の推進の4つの視点で進 めていったそうです。事業統合に伴って、資金や人材、水資源等の経営資源の共有化を図ることにより、事業運営の効率が高まり、技術的な要素の組織化・体系化によってサービス水準や品質の向上を目指すことを方針とし、経営方針は重複投資を避けた施設の合理的利用と浄水場等の統廃合による建設投資費用の削減と国庫補助の活用、事業運営の効率化や包括業務委託による費用削減を図るとしました。

広域化による経費の削減効果として

- ①建設事業費の削減
 - ・水道施設の再構築では事業費を約20億円削減
 - ・国庫補助金制度の活用により水道事業者の負担を焼く7 9億円削減
- ② 人件費及び維持管理費の削減
 - ・包括業務委託による運営で人件費及び維持管理費を年間2億円程度削減
- ③財政シュミレーションによる試算
 - ・統合時では各団体の料金水準等を維持可能(サービス水

準や品質は向上)

これを踏まえ事業計画を立て2020年に運営を開始しました。

十和田市においても将来的に人口減少、収益の激減、維持管理費等考えると、包括事業委託を企業団構成団体の全域に展開したことで、サービス水準の格差解消に効果が伺える。水道施設の老朽化に対し国庫助成を使える。事業環境がますます厳しくなることが想定される中、外部機関を活用することで、専門性の確保に限らず、客観的かつ公平な視点からのモニタリングが可能となるといった群馬東部水道企業団の作り上げた環境に近づくことが出来るのではないかという考えに至りました。

空き家対策の取り組みについて

江渡信貴

日本の住宅・土地統計調査(総務省)によれば、空き家の総数は、この20年で1.8倍(448万戸→820万戸)に増加しています。十和田市の総人口は、平成10年は69,808人でしたが、令和5年は58,471人となっていて約16%の減少。世帯数は増加傾向にあり、平成10年から令和5年までに約1.2倍となっています。その一方で、1世帯当たり人口は減少し、平成10年は2.9人だったのが令和5年は2.1人と世帯人員の縮小が進んでいます。

そもそも空き家問題とは、手入れされない空き家が増える ことによって引き起こされるさまざまな問題を指します。

・雑草が伸び放題で景観の悪化・不法侵入や住みつき、不 法投棄、放火などの犯罪リスク・不衛生な状態で異臭の発 生・建物の倒壊で人にケガをさせてしまうリスクなどがあり地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼします。

十和田市でも第2次十和田市空き家等対策計画を令和6年 ~令和10年度までの5年間策定している、協議会や空き家 条例も整っているが、市民に対する理解度向上のための創意 工夫等、今一歩横断的に踏み込んだ施策が必要ではないかと 感じています。

行政視察報告書

テーマ「空き家利活用助成と空き家、空き地バンク」

日時 令和5年11月16日14時

場所 群馬県桐生市

空き家対策は全国自治体の課題である。少子高齢化、人口減少、そして核家族化等、高度経済成長と共に働く人の職場環境が変わり、日本の文化である「家」を継ぐ慣習が薄れてきて老いた両親が施設に入居、つまり空き家が増える結果になる。桐生市の場合、平成10年に6270件比率は13.3%、平成25年には9630件比率は17.3%に増大した為、桐生市では平成27年に空き家対策室を設置する。全国の自治体空き家比率は12%~15%となっているが、桐生市は平成30年には20.9%と驚くべき数値になっている。我が十和田市においても世帯数は約28000戸、その12%とすると3360戸になる。今回の桐生市の空き家対策の空き家利活用は当然の事、この事業を定住促進、観光促進と一体化させ、事業に取り組んでいることが十和田市と少し違う所だと思う。今後間違いなく増加する事を前提として、もう一歩踏み込んだ施策をするべきだと思う。

観光建設常任委員会

工藤正庸

行政視察報告書

テーマ「水道企業団の広域化について」

日時 令和5年11月17日10時

場所 群馬県太田市

人間が生活を維持する生命線に「水」がある。全国自治体は各市町村に水道事業 を運営してきたが、人口減少に伴う水道料金の収入減少や老朽化した施設や管 路の更新に多額の費用が必要となり、水道事業を維持する事が厳しくなってい る。水道料金の値上げも容易ではなく頭の痛い所である。

太田市の市長が発案したこれからの水道事業は広域化、官民連携で運営しなければと 3 市 5 町の水道事業を統合し群馬東部水道企業団を結成する。その給水人口は 44 万 5 千人で、群馬県最大の給水事業団で 100 億の企業になる。企業団の再構築事業費は令和 6 年度まで 283 億円の予定。国から 97 億円、企業団による費用削減効果が 10 年間で総額 138 億円の削減ができる。我が十和田市も避けて通れない問題である。

コンセッション方式までいかなくても民間手法を考えるべきだと思う。大手メ ーカーの「クボタ」はトップランナーだと思う。

建設常任委員会

工藤正廣

観光建設常任委員会

桐生市、太田市の行政視察視察報告書

報告書 小川 洋平

- ・桐生市の空き家対策の取り組みについて 桐生市の空き家対策から、以下の取り組みが考えられる。
- 1. データー収集と分析
- 2. 情報提供と啓発
- 3. 所有者への支援策
- 4. まちづくりのプロジェクト、空き家を活かしたまちづくり
- 5. 住民協力の促進

これらの対策を継続的かつ総合的に展開することで、空き家問題に 対処し地域の魅力と持続可能な発展を促進出来ます。

群馬東部水道企業団の広域化と官民連携について

- 1. 広域化を進めた理由は今後人口の減少や水道施設の老朽化により、将来の給水量減少や、財政状況悪化が課題となり、その解決策として、事業統合(広域化)をする事により、経営効率化を良くして持続可能な体制を作っていく。
- 2. 官民連携事業は、それぞれの強みを活かして共同で課題解決やサービスの提供を進める。
- ① 資源の最適活用:官民はそれぞれのスキルを持って最適に活用し 効率的な運営やサービス提供が可能になる。
- ② 効率的なプロジェクト実施:プロジェクトの計画から実行までのプロセスを効果的に進め、時間と予算の節約が期待される。
- ③ リスクの分散:財政的なリスクやプロジェクトの遂行に伴うリスクを連携により共有軽減することができる。
- 3. この事業を遂行するには、地元の業者を入れずに水道事業を得意とする大手業者と連携をする事が肝要であると思います。